



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の清算人の退任の届出・2件(村づくり計画課)..... 1
- 区営土地改良事業計画変更の認可(村づくり計画課)..... 2
- 第2種漁港の指定の内容の変更(漁港漁場課)..... 2

### 公 告

- 予算の公表(財政課)..... 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見(中小企業支援課)..... 3
- 開発行為に関する工事の完了・3件(建築指導課)..... 3
- 開発行為に関する工事の完了・5件(南部土木事務所)..... 4

### 教育委員会事項

- 指定技能教育施設の所在地の変更の届出..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第188号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり安谷原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年 4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
赤嶺民雄	宮古島市上野字新里25番地 2
棚原秀勝	宮古島市上野字新里559番地
新里幸章	宮古島市上野字新里437番地 3
本村秀一	宮古島市上野字新里629番地 3
狩俣榮助	宮古島市上野字新里334番地 1
新里秀夫	宮古島市上野字新里978番地 5

### 沖縄県告示第189号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり貢馬土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成30年 4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所
玉城精記	与那国町字与那国195番地

崎原永治	与那国町字与那国359番地
入福浜賢	与那国町字与那国160番地
前浜政則	与那国町字与那国372番地

**沖縄県告示第190号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区  
 営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年 4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 土地改良事業を行う者の名称 沖縄本島南部土地改良区
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 沖縄本島南部土地改良区地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成30年 3月30日

**沖縄県告示第191号**

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第2条第2項の規定により知事が指定した第2  
 種漁港とみなされる荷川取漁港について、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に  
 より、次のとおり指定の内容を変更する。

平成30年 4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 漁港の名称 荷川取漁港
- 2 漁港の所在地 宮古島市
- 3 漁港の区域

水域	陸域
次のア点からシ点までを順次結んだ線及び陸岸 により囲まれた海面 ア点 北緯24度48分52秒3100 東経125度16分55秒2807 イ点 北緯24度48分52秒3728 東経125度16分47秒4077 ウ点 北緯24度48分54秒7781 東経125度16分44秒7858 エ点 北緯24度48分55秒5450 東経125度16分44秒0970 オ点 北緯24度48分55秒6814 東経125度16分43秒9437 カ点 北緯24度49分00秒0834 東経125度16分40秒5834 キ点 北緯24度49分00秒2792 東経125度16分40秒3798 ク点 北緯24度49分04秒3461 東経125度16分36秒0936 ケ点 北緯24度49分06秒6784 東経125度16分33秒6354 コ点 北緯24度49分12秒1145 東経125度16分33秒6906 サ点 北緯24度49分11秒9998 東経125度16分47秒1191 シ点 北緯24度49分11秒9389 東経125度16分54秒2291	水域の欄に規定するサ点及びシ点並びに次のス 点からタ点までを順次結んだ線、次のタ点から同 欄に規定するア点及びイ点までを順次結んだ線並 びに水際線により囲まれた地域 ス点 北緯24度48分59秒4056 東経125度16分58秒4951 セ点 北緯24度48分58秒6493 東経125度16分57秒7232 ソ点 北緯24度48分57秒7974 東経125度16分57秒1143 タ点 北緯24度48分56秒7138 東経125度16分56秒5979

---

## 公 告

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成30年3月28日県議会の議決を経た平成30年度沖縄県一般会計予算、平成30年度沖縄県特別会計予算及び平成30年度沖縄県企業会計予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成30年4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレス西原店 西原町字小橋川88番4ほか3筆
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 佐方圭二
  - 3 法第8条第1項の規定による西原町の意見の概要 意見なし
  - 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
  - 5 縦覧期間 平成30年4月10日から同年5月10日まで
  - 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月16日 沖縄県指令土第1111号、平成29年6月14日 沖縄県指令土第468号（変更）、平成29年10月17日 沖縄県指令土第716号（変更）
  - 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町字嘉手納376番ほか97筆（3工区）
  - 3 公共施設
    - (1) 種類 消火栓
    - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
  - 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町長 當山宏
  - 5 検査済証番号 平成30年3月29日 第4468号
  - 6 工事完了年月日 平成30年3月12日
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年4月13日 沖縄県指令土第309号、平成30年3月16日 沖縄県指令土第204号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名宮城原92番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長810番地の1 天久憲治

- 5 検査済証番号 平成30年3月29日 第4469号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月19日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月10日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月3日 沖縄県指令土第149号、平成29年10月17日 沖縄県指令土第717号（変更）、平成30年3月23日 沖縄県指令土第252号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市新川皆野宿1570番1ほか27筆（1工区及び2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区赤坂二丁目10番5号税理士法人赤坂国際会計事務所内 シェフイーロードアセット特定目的会社 取締役 山崎亮雄
- 5 検査済証番号 平成30年3月30日 第4470号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月26日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月11日 沖縄県指令南土第10号、平成30年1月30日 沖縄県指令南土第57号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平仲瀬原362番2、363番8及び375番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮平372番1 社会福祉法人伸芽福祉会 理事長 仲里実
- 5 検査済証番号 平成30年2月22日 N第840号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月11日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月27日 沖縄県指令南土第1283号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根1550番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字阿波根1557番地の3 社会福祉法人花ゆり福祉会 理事長 花城宗順
- 5 検査済証番号 平成30年3月6日 N第841号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月20日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月2日 沖縄県指令南土第985号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長東前田原286番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保343番地3 ツインビル202号 津覇古勤
- 5 検査済証番号 平成30年3月6日 N第842号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年7月20日 沖縄県指令南土第731号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字我那覇前原117番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇61番地 比嘉幸子、那覇市おもろまち4丁目14番5号 Spring One 403 比嘉大龍
- 5 検査済証番号 平成30年3月8日 N第843号
- 6 工事完了年月日 平成30年2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年4月10日

沖縄県南部土木事務所長 我那覇 生 雄

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月31日 沖縄県指令南土第1194号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字板良敷138番及び138番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 与那原町字与那原3108番地 照屋義実、与那原町字与那原1115番
- 6 照屋栄
- 5 検査済証番号 平成30年3月15日 N第844号
- 6 工事完了年月日 平成30年3月6日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年4月10日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

所在地の変更

指定技能教育施設の名称	指定技能教育施設の所在地	変更前	変更後	変更年月日
専修学校インターナショナルデザインアカデミー	那覇市東町23番地1	那覇市泉崎1丁目13番3号	那覇市東町23番地1	平成30年3月31日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成30年度沖縄県一般会計予算、平成30年度沖縄県特別会計予算及び平成30年度沖縄県企業会計予算の要領

平成30年度沖繩県一般会計予算

平成30年度沖繩県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ731,048,000千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金 of 借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1	1 県	税	123,835,000 千円
		1 県民税	42,652,000
		2 事業税	25,810,000
		3 地方消費税	24,578,000
		4 不動産取得税	3,955,000
		5 県たばこ税	1,852,000
		6 ゴルフ場利用税	778,000
		7 自動車取得税	1,285,000
		8 軽油引取税	7,517,000
		9 自動車税	14,343,000
		10 鉱区税	7,000
		11 狩猟税	2,000
		12 石油価格調整税	1,029,000
		13 産業廃棄物税	27,000
2	2 地方消費税清算金		49,117,772
3	3 地方譲与税		49,117,772
		1 地方法人特別譲与税	20,548,777
		2 地方揮発油譲与税	19,797,000
		3 石油ガス譲与税	575,055
		4 航空機燃料譲与税	24,000
4	4 地方特例交付金		152,722
		1 地方特例交付金	367,000
5	5 地方交付税		367,000
		1 地方交付税	203,100,000
6	6 交通安全対策特別交付金		203,100,000
		1 交通安全対策特別交付金	356,900
7	7 分担金及び負担金		356,900
		1 分担金	710,788
		2 負担金	75,738
			635,050



款	項	金額
8 使用料及び手数料		15,507,974 千円
	1 使用料	12,938,403
	2 手数料	314,275
	3 証紙収入	2,255,296
9 国庫支出金		199,333,198
	1 国庫負担金	45,477,943
	2 国庫補助金	152,519,660
	3 委託金	1,335,595
10 財産収入		2,390,914
	1 財産運用収入	1,502,208
	2 財産売却収入	888,706
11 寄附金		39,182
	1 寄附金	39,182
12 繰入金		31,300,005
	1 特別会計繰入金	645,816
	2 基金繰入金	30,654,189
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		27,078,389
	1 延滞金、加算金及び過料	328,538
	2 県預金利子	20,016
	3 公営企業貸付金元利収入	872,503
	4 貸付金元利収入	14,283,270
	5 受託事業収入	3,504,612
	6 収益事業収入	4,785,444
	7 利子割精算金収入	228
	8 雑収入	3,283,778
15 県債		57,362,100
	1 県債	57,362,100
歳入合計		731,048,000

歳出	款	項	金額
1 議	会費		1,432,896 千円
		1 議	1,432,896
2 総務	務費		64,021,434
		1 総務管理費	17,665,213
		2 企画費	10,910,462
		3 徴税費	4,952,483
		4 市町村振興費	25,511,166
		5 選挙費	583,431
		6 防災費	3,416,090
		7 統計調査費	610,566
		8 人事委員会費	175,428
		9 監査委員費	196,595
3 民生	生費		112,610,487
		1 社会福祉費	68,787,688
		2 児童福祉費	34,615,568
		3 生活保護費	9,114,774
		4 災害救助費	92,457
4 衛生	生費		37,814,873
		1 公衆衛生費	16,171,756
		2 環境衛生費	3,510,010
		3 環境保全費	2,114,198
		4 保健所費	2,036,321
		5 医薬費	6,605,282
		6 保健衛生費	7,377,306
5 労働	働費		5,369,785
		1 労働政費	2,412,740
		2 職業訓練費	2,824,220
		3 労働委員会費	132,825

款	項	金額
6	農林水産業費	51,489,918 千円
	1 農業費	17,942,550
	2 畜産業費	4,660,078
	3 農地費	20,134,772
	4 林業費	1,533,107
	5 水産業費	7,219,411
7	商工費	38,452,254
	1 商業費	11,887,499
	2 工鉱業費	20,633,713
	3 観光費	5,931,042
8	土木費	93,096,576
	1 土木管理費	14,832,123
	2 道路橋りょう費	28,497,937
	3 河川海岸費	6,570,477
	4 港湾費	11,173,959
	5 都市計画費	19,180,926
	6 住宅費	5,684,550
	7 空港費	7,156,604
9	警察費	34,041,415
	1 警察管理費	31,367,188
	2 警察活動費	2,674,227
10	教育費	169,365,698
	1 教育総務費	15,949,144
	2 小学校費	52,516,006
	3 中学校費	31,715,504
	4 高等学校費	43,490,408
	5 特別支援学校費	17,028,987
	6 社会教育費	5,052,248
	7 保健体育費	1,130,332
	8 大学費	2,483,069

款	項	金額
11	災害復旧費	3,654,210 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,842,975
	2 土木施設災害復旧費	1,744,911
	3 教育施設災害復旧費	66,324
12	公債費	66,908,385
	1 公債費	66,908,385
13	諸支出金	52,590,069
	1 ゴルフ場利用税交付金	545,283
	2 自動車取得税交付金	854,619
	3 公営企業費	584,081
	4 財政調整基金積立金	11,449
	5 県有施設整備基金積立金	884,604
	6 利子割交付金	140,716
	7 配当割交付金	294,593
	8 株式等譲渡所得割交付金	327,506
	9 利子割精算金	764
	10 退職手当基金積立金	3,670
	11 減債基金積立金	18,537
	12 地域振興基金積立金	374
	13 地方消費税交付金	24,687,892
	14 地方消費税清算金	24,233,571
	15 特別会計等繰出金	2,410
14	予備費	200,000
	1 予備費	200,000
	歳出合計	731,048,000

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
賦課徴収費		平成31年度	20,460
電子自治体推進事業費		平成31年度から平成35年度まで	396,484
老人福祉施設整備費		平成31年度	579,400
農業近代化資金等利子補給金		平成31年度から平成45年度まで	31,981
経営体育成資金融通等利子補給金		平成31年度から平成37年度まで	1,119
平成30年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償		平成30年度から平成40年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額220,436千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
漁業近代化資金利子補給金		平成31年度から平成50年度まで	26,263
漁業災害対策特別資金利子助成金		平成31年度から平成36年度まで	857
機械類貸与事業損失補償		平成31年度から平成42年度まで	53,200
県制度融資損失補償		平成30年度から平成49年度まで	289,220
沖縄IT津梁パースク企業集積施設整備事業		平成31年度から平成46年度まで	1,523,221
公共職業能力開発事業費		平成31年度から平成32年度まで	123,034

事項	項目	期間	限度額
沖縄道振興街路交付金		平成31年度	360,000
沖縄振興公共投資交付金		平成31年度から平成32年度まで	390,000
港湾改修費		平成31年度	1,707,600
空港管理運営費		平成30年度から平成32年度まで	129,600
住宅市街地総合整備費		平成31年度から平成32年度まで	1,590,000
公営住宅建設費		平成31年度から平成32年度まで	2,002,000
企画管理費(教育情報化推進事業)		平成31年度から平成35年度まで	164,888
人材育成推進費(県外進学大学生支援事業)		平成31年度から平成36年度まで	87,360
教育用コンピュータ整備事業費(高等学校・特別支援学校)		平成31年度から平成35年度まで	756,735
学校建設費(中学校)		平成31年度	449,835
学校建設費(高等学校)		平成31年度	3,452,439
施設整備費(特別支援学校)		平成31年度	1,037,443
教育センター管理運営費		平成31年度	27,095
警察施設費		平成31年度	492,121
運転転免許費		平成31年度から平成35年度まで	1,083,716
捜査第一活動費		平成31年度から平成35年度まで	137,605

第 3 表 地 方 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地域総合整備資金貸付事業	千円 800,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行なった後において、は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等による。
庁舎整備事業	163,500			
沖縄振興特別推進交付金事業	3,373,800	発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要金額を直した金額とすることができる。		
那覇バスターミナル整備事業	54,200			
危機管理・国民保護対策事業	3,500			
那覇空港整備促進事業	15,000			
テレビ放送運営事業	4,200			
社会福祉施設整備事業	50,900			
児童福祉施設等整備事業	12,800			
一般補助施設整備等事業(単独)	505,700			
保健所施設整備事業	10,700			
衛生環境研究所施設整備事業	209,400	(借入時期) 平成30年度。		
公共事業等	14,756,000	ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		
公共関係事業推進費	1,420,400			
総合就業支援拠点機能強化事業	90,200			
具志川職業能力開発校本館建替事業	60,100			
職業能力開発校整備事業	5,400			
農業研究センター名護支所施設整備事業	201,000			
工業技術センター保全整備費	235,200			
国際物流拠点産業集積地域うるま地区対策事業	29,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県営住宅建設事業	千円 986,600			
県単道路整備事業	143,800			
県単河川等整備事業	1,297,500			
県単離島空港整備事業	603,900			
警察庁舎等施設整備事業	648,800			
交通安全施設整備事業	281,600			
高等学校施設整備事業	1,962,300			
特別支援学校施設整備費	649,400			
中学校施設整備事業	46,100			
沖縄振興「知の拠点」施設整備事業	607,400			
県立図書館旧宮古分館解体撤去事業	20,700			
教職員住宅耐震等対策事業費	18,500			
災害復旧事業	744,500			
臨時財政対策債	27,350,000			
合 計	57,362,100			

平成30年度沖繩県農業改良資金特別会計予算

平成30年度沖繩県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,016千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰 入	金	1 一 般 会 計 繰 入 金	211 千円
		2 繰 越 金	211
2 繰 越 金	金	1 繰 越 金	68,260
		3 諸 収 入	68,260
3 諸 収 入	入	1 貸 付 金 元 利 収 入	11,545
		2 雑 入	10,941
歳 入 合 計			604
歳 入 合 計			80,016
歳 出		項 目	金 額
1 農 林 水 産 業 費	費	1 農 業 費	69,075 千円
		2 公 債 費	69,075
2 公 債 費	費	1 公 債 費	7,294
		3 繰 出 金	7,294
3 繰 出 金	金	1 繰 出 金	3,647
		歳 出 合 計	3,647
歳 出 合 計			80,016

平成30年度沖繩県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成30年度沖繩県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ248,750千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰越金	繰越金		23,865 千円
2 諸収入	繰越金	1 繰越金	23,865
	収入	1 貸付金元利収入	224,885
	歳入	合 計	248,750
歳 出		項 目	金 額
1 商工費	工 費		23,865 千円
2 公債費	債 費	1 商業費	23,865
		1 公債費	224,885
	歳出	合 計	248,750

平成30年度沖繩県中小企業振興資金特別会計予算

平成30年度沖繩県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900,163千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰越金	繰越金		615,611 千円
		1 繰越金	615,611
2 諸収入	収入		284,552
		1 貸付金元利収入	284,552
歳 入		合 計	900,163
歳 出		項 目	金 額
1 中小企業振興費	振興費		900,163 千円
		1 中小企業振興費	900,163
歳 出		合 計	900,163

平成30年度沖繩県下地島空港特別会計予算

平成30年度沖繩県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ808,342千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		17,135 千円
		1 使 用 料	17,135
2	財 産 収 入		3,204
		1 財 産 運 用 収 入	3,202
		2 財 産 売 払 収 入	2
3	繰 入 金		631,999
		1 一 般 会 計 繰 入 金	631,999
4	繰 越 金		1
		1 繰 越 金	1
5	収 入		403
		1 雑 入	403
6	債 債		155,600
		1 県 債	155,600
	歳 入 合 計		808,342
歳 出		項 目	金 額
1	土 木 費		808,258 千円
		1 空 港 費	808,258
2	公 債 費		84
		1 公 債 費	84
	歳 出 合 計		808,342



第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
下地島空港管理運営費	平成30年度から 平成32年度まで	千円 129,600

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下地島空港整備事業	千円 155,600	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率は、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	155,600	(借入時期) 平成30年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		

平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ205,206千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	歳 入	金	9,533 千円
		1 一 般 会 計 繰 入 金	9,533
2	繰 越	金	80,958
		1 繰 越 金	80,958
3	収 入		100,515
		1 貸 付 金 元 利 収 入	98,135
		2 雑 入	2,380
4	債 償		14,200
		1 県 債	14,200
	歳 入 合 計		205,206
歳 出		項 目	金 額
1	民 生 費		205,206 千円
		1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	205,206
	歳 出 合 計		205,206

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	千円 14,200	証 書 借 入	無 利 子	母 子 及 び 父 子 並 び に 寡 婦 福 祉 法 ( 昭 和 39 年 法 律 第 129 号 ) に 定 め る と ころ に よ る。
合 計	14,200			

平成30年度沖縄県下水道事業特別会計予算

平成30年度沖縄県下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,044,192千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算			
歳 入	款	項	金 額
1	分担金及び負担金		5,730,601 千円
		1 負担金	5,730,601
2	使用料及び手数料		708
		1 使用料	708
3	国庫支出金		3,975,127
		1 国庫補助金	3,975,127
4	財産収入		97,767
		1 財産運用収入	1,021
		2 財産売却収入	96,746
5	繰入金		984,600
		1 一般会計繰入金	984,600
6	繰越金		405,536
		1 繰越金	405,536
7	諸収入		153
		1 雑収入	153
8	果債		849,700
		1 果債	849,700
	歳入	合計	12,044,192
歳 出	款	項	金 額
1	土木費		10,604,127 千円
		1 都市計画費	10,604,127
2	公債費		1,415,158
		1 公債費	1,415,158
3	予備費		24,907
		1 予備費	24,907
	歳出	合計	12,044,192

第 2 表 債務負担行為			
事 項	期 間	限 度 額	
中部流域下水道建設費	平成31年度	2,572,000	千円
中城湾流域下水道維持管理費	平成31年度から 平成33年度まで	1,240,717	
中城湾南部流域下水道維持管理費	平成31年度から 平成33年度まで	738,688	

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	849,700 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率) )	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等々による。 ただし、財政の都合により、据置期間であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	849,700			

平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

平成30年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ259,233千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 国庫支出金	支 出 金		95,951 千円
		1 委託金	95,951
2 財産収入	収 入		20,528
		1 財産運用収入	20,528
3 繰越金	越 金		142,731
		1 繰越金	142,731
4 諸収入	収 入		23
		1 雑収入	23
歳 入		合 計	259,233

  

歳 出		項	金 額
1 土地管理業務費	業 務 費		128,060 千円
		1 土地管理業務費	128,060
2 予備費	備 費		131,173
		1 予備費	131,173
歳 出		合 計	259,233

平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ311,701千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰越金	繰越金	1 繰越金	296,211 千円
		2 諸収入	15,490
歳 入	歳入	1 果預金利子	65
		2 貸付金元利収入	14,273
		3 雑収入	1,152
歳 入		合 計	311,701

  

歳 出		項 目	金 額
1 農林水産業費	水産業費	1 水産業費	311,701 千円
		歳 出	311,701
歳 出		合 計	311,701

平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

平成30年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ423,499千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 使用料及び手数料	金	1 使 用 料	232,908 千円
		1 一 般 会 計 繰 入 金	116,817
2 繰 越 金	繰 越 金	繰 越 金	1
4 諸 収 入	入	1 繰 越 金	1
		1 雑 入	73,773
歳 入 合 計			423,499
歳 出		項 目	金 額
1 中央卸売市場事業費	費		365,477 千円
		1 中央卸売市場事業費	365,477
2 公 債 費	費		58,022
		1 公 債 費	58,022
歳 出 合 計			423,499

平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成30年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,967千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入	金	1 一般会計繰入金	967 千円
		繰越金	967
	2 繰越	繰越金	11,138
3 諸収入	収入	1 繰越	11,138
		1 貸付金元利収入	3,862
歳入合計			15,967
歳出	款	項	金額
1 農林水産業費	産業費	1 林業費	15,967 千円
		歳出合計	15,967

平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業  
特別会計予算

平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,973,795千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入	款 項	金 額
1 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	424,360 千円
	2 財 産 売 払 収 入	30,512
2 繰 越 金	1 繰 越 金	393,848
	1 繰 越 金	2,225,693
3 諸 収 入	1 繰 越 金	2,225,693
	1 雑 入	42
4 県 債	1 雑 入	42
	1 県 債	323,700
歳 入 合 計	1 県 債	323,700
歳 入 合 計	歳 入 合 計	2,973,795
歳 出	款 項	金 額
1 商 工 費	1 商 工 費	114,416 千円
	1 工 鉱 業 費	114,416
2 公 債 費	1 工 鉱 業 費	2,859,379
	1 公 債 費	2,859,379
歳 出 合 計	歳 出 合 計	2,973,795

第 2 表 地 方 債					
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
中 城 湾 港 ( 新 港 地 区 ) 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	44,900 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率は、当該見直し後の利率)。	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	
合 計	44,900				

平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

平成30年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ601,609千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	使用料及び手数料		174,684 千円
		1 使 用 料	174,684
2	繰 入 金		54,525
		1 一 般 会 計 繰 入 金	54,525
3	繰 越 金		30,000
		1 繰 越 金	30,000
4	県 債		342,400
		1 県 債	342,400
	歳 入 合 計		601,609
歳 出		項 目	金 額
1	土 木 費		75,620 千円
		1 港 湾 費	75,620
2	公 債 費		525,989
		1 公 債 費	525,989
	歳 出 合 計		601,609

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
宜野湾港施設整備事業	千円 131,200	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	131,200			

平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区  
特別会計予算

平成30年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ472,406千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項	金 額
1 使用料及び手数料	歳 入	1 使 用 料	336,122 千円
		2 繰 越 金	336,122
2 繰 越 金	歳 入	1 繰 越 金	1
		3 諸 収 入	136,283
		1 延滞金、加算金及び過料	1
3 諸 収 入	歳 入	2 雑 入	136,282
		歳 入 合 計	472,406
歳 出		項	金 額
1 商 工 費	歳 出		459,565 千円
		1 商 業 費	459,565
2 公 債 費	歳 出		12,841
		1 公 債 費	12,841
歳 出 合 計	歳 出 合 計		472,406

平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

平成30年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ537,665千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 財産収入	収入	1 財産運用収入	113,853 千円
		2 繰入金	113,853
2 繰入金	繰入金	1 基金繰入金	369,307
		3 繰越金	369,307
3 繰越金	繰越金	1 繰越金	54,505
		歳入合計	54,505
歳入			537,665

歳出	款	項	金額
1 産業振興費	振興費	1 産業振興費	537,665 千円
		歳出合計	537,665

平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

平成30年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ368,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	113,219 千円	
		113,219	
	2 繰 入 金	237,733	
3 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	237,733	
	1 繰 越 金	17,489	
	歳 入 合 計	368,441	
歳 出		項 目	金 額
1 土 木 費	1 港 湾 費	176,016 千円	
		176,016	
2 公 債 費	1 公 債 費	192,425	
		192,425	
歳 出 合 計		368,441	

平成30年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計予算

平成30年度沖縄県中城湾港マリリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ182,349千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入	款 項	金 額
1 使用料及び手数料		21,990 千円
	1 使用料	21,990
	2 繰入金	94,289
	1 一般会計繰入金	94,289
3 繰越金		52,770
	1 繰越金	52,770
4 県債		13,300
	1 県債	13,300
歳 入 合 計		182,349
歳 出	款 項	金 額
1 土木費		102,564 千円
	1 港湾費	102,564
2 公債費		79,785
	1 公債費	79,785
歳 出 合 計		182,349

第 2 表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
中城湾港マリン・タウン整備事業	13,300 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成30年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	
合 計	13,300				



平成30年度沖繩県駐車場事業特別会計予算

平成30年度沖繩県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,631千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 諸	収 入		80,631 千円
	1 雑	入	80,631
歳 入		合 計	80,631
歳 出		項 目	金 額
1 土	木 費		75,237 千円
	1 道路橋りょう費		75,237
2 公	債 費		5,394
	1 公債費		5,394
歳 出		合 計	80,631

平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業  
特別会計予算

平成30年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

**第1条** 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ345,186千円と定める。

**2** 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1 繰越金	繰越金		82 千円
		1 繰越金	82
2 県債	債		345,104
		1 県債	345,104
歳 入		合 計	345,186
歳 出		項 目	金 額
1 土木費	費		23,500 千円
		1 港湾費	23,500
2 公債費	費		321,686
		1 公債費	321,686
歳 出		合 計	345,186

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 城 湾 港 ( 泡 瀬 地 区 ) 臨 海 部 土 地 造 成 事 業	千円 139,400	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年 5 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率) )	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等々による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	139,400			

平成30年度沖縄県公債管理特別会計予算

平成30年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,271,458千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。
- (地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 繰入	金		66,871,458 千円
		1 一般会計繰入金	66,871,458
2 県	債		18,400,000
		1 県債	18,400,000
歳入合計			85,271,458
歳出	款	項	金額
1 公債	費		85,271,458 千円
		1 公債費	85,271,458
歳出合計			85,271,458

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	18,400,000 千円	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。  (借入時期) 平成30年度	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計	18,400,000			

平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,639,006千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		項 目	金 額
1	分 担 金 及 び 負 担 金		49,746,010 千円
		1 負 担 金	49,746,010
2	国 庫 支 出 金		73,742,190
		1 国 庫 負 担 金	41,412,108
		2 国 庫 補 助 金	32,330,082
3	療 養 給 付 費 等 交 付 金		995,855
		1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	995,855
4	前 期 高 齢 者 交 付 金		18,541,255
		1 前 期 高 齢 者 交 付 金	18,541,255
5	共 同 事 業 交 付 金		198,647
		1 共 同 事 業 交 付 金	198,647
6	財 産 収 入		1,801
		1 財 産 運 用 収 入	1,801
7	繰 入 金		13,413,248
		1 繰 入 金	13,413,248
	歳 入 合 計		156,639,006
歳 出		項 目	金 額
1	民 生 費		156,636,679 千円
		1 社 会 福 祉 費	156,636,679
2	保 健 事 業 費		2,327
		1 保 健 事 業 費	2,327
	歳 出 合 計		156,639,006

## 平成30年度沖繩県病院事業会計予算

(総則)

**第1条** 平成30年度沖繩県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	2,197床
(2) 年間患者数	1,479,872人
入院	694,903
外来	784,969
入院	724,038
診療所	60,931
(3) 一日平均患者数	
入院	1,904人
外来	3,191
入院	2,943
診療所	248
(4) 主要な建設改良事業	
中部病院NICU等改良事業	150,084千円

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業	収益	
第1項 医療	収益	59,069,419千円
第2項 医療	外収益	51,034,315
第3項 特別	利益	7,901,257
	利益	133,847
第1款 病院事業	費用	
第1項 医療	費用	58,180,604千円
第2項 医療	外費用	57,150,294
	費用	861,910

第3項 特別	損失	158,400
第4項 予備	費	10,000

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,798,147千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収入

第1款 資本的	収入	2,943,707千円
第1項 企業	債	974,687
第2項 他会計	負担金	1,662,002
第3項 他会計	補助金	227,708
第4項 国庫	補助金	79,310

支出

第1款 資本的	支出	4,741,854千円
第1項 建設	改良費	1,331,449
第2項 企業	償還金	2,543,948
第3項 他会計	借入金償還金	866,455
第4項 無形	固定資産	1
第5項 国庫	補助返還金	1

(企業債)

**第5条** 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 974,687千円
- 3 起債の方法 証券借入又は証券発行  
借入時期は、平成30年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。  
利率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
- 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。  
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

**第6条** 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第7条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医薬費用、医薬外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業償還金、無形固定資産及び国庫補助返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第8条** 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 34,994,441 千円  
(他会計からの補助金)

**第9条** 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,287,500千円である。  
(たな卸資産購入限度額)

**第10条** たな卸資産の購入限度額は、12,191,333千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

**第11条** 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品 医用画像情報システム	2
	器械備品 保育器一式	1
	器械備品 血管撮影装置	1

## 平成30年度沖繩県水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 平成30年度沖繩県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 対 象 那覇市ほか22市町村及び1企業団 151,222 千<sup>3</sup>m
  - (2) 当 年 度 総 給 水 量 414 千<sup>3</sup>m
  - (3) 一 日 平 均 給 水 量 10,200,312 千円
  - (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 3,700,357  
イ 導 送 取 水 施 設 整 備 事 業 3,340,285  
ロ 北 谷 浄 水 場 施 設 整 備 事 業 3,159,670  
ハ 水 道 広 域 化 施 設 整 備 事 業
- (収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水 道 事 業 収 益 29,726,752 千円
- 第1項 営 業 収 益 16,772,762
- 第2項 営 業 外 収 益 12,873,347
- 第3項 特 別 利 益 80,643

支 出

- 第1款 水 道 事 業 費 用 29,717,300 千円
- 第1項 営 業 費 用 28,026,771
- 第2項 営 業 外 費 用 1,633,579
- 第3項 特 別 損 失 51,950
- 第4項 予 備 費 5,000

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額5,010,539千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額246,505千円、過年度分損益勘定留保資金3,982,893千円及び減価償立金781,141千円で補てんするものとする。)

事 項	期 間	限 度 額
第1款 資 本 的 収 入		12,149,271 千円
第1項 企 業 補 助 金	平成31年度	2,612,000
第2項 国 庫 補 助 金	平成31年度	9,123,983
第3項 他 会 計 補 助 金		411,547
第4項 その他資本的収入		1,741
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		17,159,810 千円
第1項 建 設 改 良 費	平成31年度	12,890,323
第2項 企 業 債 償 還 金	平成31年度	4,237,881
第3項 国庫補助金返還金		31,606
(債務負担行為)		
<b>第5条</b> 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
水道広域化施設整備事業	平成31年度	1,377,828 千円
海水淡水化施設整備事業	平成31年度	600,000 千円
導送取水施設整備事業	平成31年度から 平成32年度まで	4,460,434 千円
北谷浄水場施設整備事業	平成31年度から 平成32年度まで	1,723,190 千円
名護浄水場施設整備事業	平成31年度から 平成32年度まで	592,225 千円
栗国島ほか3島水道施設 運転管理業務委託事業	平成31年度から 平成35年度まで	152,843 千円
(企業債)		
<b>第6条</b> 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。		
1 起債の目的	取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業	
2 限度額	2,612,000千円	
3 起債の方法	証書借入又は証券発行	
4 利率	年5%以内	
5 償還の方法	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	

事 項	限 度 額
(一時借入金)	
<b>第7条</b> 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。	
(予定支出の各項の経費の金額の流用)	
<b>第8条</b> 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。	
(1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用	
(2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	
<b>第9条</b> 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。	
(1) 職員給与費	2,300,663 千円
(2) 交際費	150 千円
(他会計からの補助金)	
<b>第10条</b> 臨時財政特別債の償還に要する経費等に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、542,424千円である。	
(たな卸資産購入限度額)	
<b>第11条</b> たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。	



## 平成30年度沖繩県工業用水道事業会計予算

(総則)

**第1条** 平成30年度沖繩県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

**第2条** 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水対象	103事業所
(2) 当年度総給水量	7,590 千 <sup>3</sup> m
(3) 一日平均給水量	21 千 <sup>3</sup> m
(4) 主要な建設改良事業	38,849 千円
イ 導水施設整備事業	25,879
ロ 配水施設整備事業	12,970

(収益的収入及び支出)

**第3条** 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	670,299 千円
第1項 営業収益	297,461
第2項 営業外収益	366,995
第3項 特別利益	5,843
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	670,061 千円
第1項 営業費用	648,032
第2項 営業外費用	15,686
第3項 特別損失	5,843
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

**第4条** 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 資本的収入	137,865 千円
第1項 国庫補助金	24,820
第2項 他会計補助金	13,144
第3項 投資償還金	99,901

## 支 出

第1款 資本的支出	99,028 千円	
第1項 建設改良費	53,537	
第2項 企業償還金	45,490	
第3項 国庫補助金返還金	1	
(債務負担行為)		
<b>第5条</b> 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。		
事項	期間	限度額
導水施設整備事業	平成31年度	8,539 千円
(一時借入金)		

**第6条** 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

**第7条** 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用

(2) 資本的支出における建設改良費、企業償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

**第8条** 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら

ない。

(1) 職員給与費

(他会計からの補助金)

**第9条** 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、69,034千円である。

(1) 職員給与費

(他会計からの補助金)

38,933 千円

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--